

▲▽ 国民年金のお知らせ ▲▽

20歳になったら国民年金

国民年金は、高齢になったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えるしくみであり、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入しなければなりません。（ただし、厚生年金の加入者を除きます。）

なお、国民年金は国が責任をもって運営するため、年金給付は生涯にわたって保障されており、保険料を納めることで下記の年金を受け取ることができます。

また、学生のため、あるいは収入が少ないため保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」や「免除・納付猶予制度」がありますのでご相談ください。

●受け取れる年金の種類

- ◇高齢になったとき・・・・・・・・・・老齢基礎年金
- ◇病気やケガで障がいが残ったとき・・・障害基礎年金
- ◇家族の働き手が亡くなったとき・・・遺族基礎年金

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎ 21-2120

認定農業者になりませんか！

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を市町村が認定し、その計画達成に向けた取り組みを関係機関・団体が支援する仕組みです。「農業経営改善計画」の認定を受けた農業者を、認定農業者と言います。

認定農業者を受ける農業経営者は、5年後の目標に向けて、経営の改善・発展をさせるため、どのような方法で実現させるのかを見据え、農業経営改善計画認定申請書を作成し、市町村へ提出し、認定を受けることとなります。詳しくは、下記まで問合せください。

◆問合せ 農林水産課 農政振興グループ ☎ 21-2123

平成29・30年度 余市町発注契約 「競争入札参加資格審査申請」の受付

余市町が発注する建設工事・物品購入などの入札に参加するためには、「競争入札参加資格審査申請書（通称『指名願い』）」の提出が必要です。

平成29年度及び30年度の競争入札に参加を希望される方の申請を次のとおり受け付けします。建設工事・設計業務等の請負と、物品の購入・役務の提供等では申請様式が異なりますので、町ホームページをご確認のうえ、申請手続きをしてください。

- ◆受付期間 2月1日（水）から2月21日（火）※ただし、土・日、祝日を除きます。
- ◆受付時間 午前9時～午後5時まで
- ◆受付場所 役場 地下1階 小会議室
- ◆申請書様式

希望する業種	必要となる申請様式	様式の入手方法
建設工事・ 設計業務等	全道市町村用統一様式 （一部、町独自様式使用）	①統一様式は、各自でご用意願います。 ②町独自様式は、1月中旬より町ホームページからダウンロードできます。 また、1月中旬より役場庁舎2階の財政課窓口で配布します。
物品の購入・ 役務の提供等	余市町独自様式	

※詳細については町ホームページをご確認願います。（※1月中旬頃掲載予定）

◆問合せ 財政課 契約管財グループ ☎ 21-2114